

復興大臣 根 本 匠 殿

田村市内への法務局証明サービスセンター
設置に関する要望書

平成25年11月20日

福島県田村市長 冨 塚 宥 暲

福島県三春町長 鈴 木 義 孝

福島県小野町長 大和田 昭

福島県川内村長 遠 藤 雄 幸

福島県葛尾村長 松 本 允 秀

田村市内への法務局証明サービスセンター設置に 関する要望書

田村地方の出張所につきましては、平成17年2月に小野出張所と三春出張所が福島地方法務局郡山支局に統合されたため、郡山支局までの所要時間が1時間を超える地域も多く、証明書の取得等に不便をきたしております。

法務局におかれましては、出張所の統廃合にあたり、平成20年3月には喜多方市役所内に、平成24年10月には須賀川市文化センター内に法務局証明サービスセンターを設置され住民サービスの確保に努められているところです。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、田村地方には多くの双葉地方の住民が避難し、仮設住宅などでの避難生活を余儀なくされており、今後、生活再建のための土地や建物などの登記事件数の増加が見込まれます。

つきましては、田村地方のみならず、双葉地方の住民の利便性向上と被災者支援、さらには、震災による移転企業の受け入れなど、復興を加速する企業立地などの支援のため必要でありますので、次のとおり要望いたします。

記

- 1 法務局証明サービスセンターを、郡山市と双葉地方の中間に位置し、田村・双葉両地方の住民にとっても利便性が高い田村市に設置すること。